

1 4 . 恩納村立安富祖小中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年法律71号いじめ防止対策推進法）そして、この行為が「いじめ」当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童生徒をいう。

2 いじめの未然防止のための取り組み

「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本理念に立ち、すべての教員が児童生徒の様子を見守り、日常的な監察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが大切である。

(1) 学校におけるいじめの防止

①いじめを許さない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

②児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自他を敬愛する能力を育てる。

③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

④いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保証すると共に、学校だけでなく関係機関や専門機関と協力して解決にあたる。

⑤家庭との連携を図り、協力して事後指導にあたる。

(2) いじめの早期発見のための措置

①いじめの調査

いじめの早期発見のため、在籍する児童生徒に対して定期的な調査を次の通り行う。

- ・教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、9月、1月）
（児童生徒対象のいじめについてのアンケート調査）

②いじめの相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・スクールソーシャルワーカーの活用

- ・いじめ相談窓口の設置

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒、保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置をとる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

⑤携帯やインターネット等を通して行われるいじめに対する対策

- ・当該サイトを発見した場合直ちに県サイバー犯罪課と連携を取り、サイトの有害性についての措置を執ると共にいじめに該当する児童生徒に対して家庭と連携を取り各機関を交えて適切な指導を行う。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

①「生徒指導委員会」

毎月1回全職員でいじめに関わる情報の交換、及び、対策について共通理解を図る。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

③家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめの問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また、学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。